

# 厚生委員会議案説明資料

令和4年6月8日

件名	頁
1 第43号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例	2

(衛生部)

# 第 4 3 号議案説明資料

令和 4 年 6 月 8 日

件 名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
所管部課名	衛生部足立保健所生活衛生課
内 容	<p><b>1 概要</b>          ふぐの取扱いに関しては、各都道府県において条例等を制定し、ふぐ毒による食中毒の未然防止を図っている。          今回、以下のとおり東京都の制度改正があったため、足立区事務手数料条例の一部を改正する。</p> <p>(1) 国の食品衛生法改正（令和 3 年 6 月 1 日施行）により、同法施行規則に、ふぐを処理する営業者の義務及び施設基準が新たに規定された。</p> <p>(2) 食品衛生法改正を契機に、東京都ふぐの取扱い規制条例（以下「都条例」という。）の見直しが行われた。          その結果、東京都は、次のア・イの理由により、有毒部位の処理が終わったふぐ加工製品の取扱届出制度について都条例で規定する必要がなくなったと判断し、都条例等の一部を改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）のうえ、ふぐ加工製品取扱届出制度を廃止した。</p> <p>ア 食品衛生法施行規則等に基づき、食品衛生上の危害発生防止に必要な仕入等に関する記録の作成、保存の義務が営業者に課せられている。</p> <p>イ 都内卸売市場で流通するふぐ加工製品の除毒状況は十分に改善しており、一般食品と区別して取り扱う必要はない。</p> <p><b>2 改正内容（詳細は、別紙新旧対照表のとおり）</b>          足立区事務手数料条例別表第 2 衛生・保健関係手数料のうち、「ふぐ加工製品届出済票交付手数料」及び「ふぐ加工製品届出済票再交付手数料」を削除する。</p> <p><b>3 施行年月日</b>          公布の日から施行する。</p>
今後の方針	関係事業者に対し、制度改正の周知を遺漏なく行っていく。

## 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前					改正後				
○足立区事務手数料条例					○足立区事務手数料条例				
第1条から第9条まで (省略)					第1条から第9条まで (現行のとおり)				
別表第1 (省略)					別表第1 (現行のとおり)				
別表第2 (第6条関係)					別表第2 (第6条関係)				
衛生・保健関係					衛生・保健関係				
事務	手数料の 名称	種別・単位	額	徴収時期	事務	手数料の 名称	種別・単位	額	徴収時期
1から41 (省略)					1から41 (省略)				
42 東京都ふぐ の取扱い規制 条例第17条第 2項の規定に 基づく届出済 票の交付	ふぐ加工 製品届出 済票交付 手数料	1件につ き	3,000円	届出のと き	(削除)				
43 東京都ふぐ の取扱い規制 条例第17条第 4項の規定に 基づく届出済 票の再交付	ふぐ加工 製品届出 済票再交 付手数料	1件につ き	2,400円	再交付申 請のとき	(削除)				
44から96 (省略)					42から94 (省略)				
別表第3から別表第7まで (省略)					別表第3から別表第7まで (現行のとおり)				